



項目	基準値	測定方法
省略		
砒素	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格 K0102の61 2、61 3又は 61 4に定める方法
省略		
セレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格 K0102の67 2、67 3又は 67 4に定める方法
ふっ素	1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格 K0102の34 .1に定める方法 又は規格 K0102の34 .1 c )(注 <sup>6</sup> 第3文を除く。)に 定める方法(懸濁物質及びイ オンクロマトグラフ法で妨害 となる物質が共存しない場合 にあつては、これを省略する ことができる。)及び環境基 準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき 1ミリグラム以下	規格 K0102の47 .1、47 3又は 47 4に定める 方法

備考 省略

項目	基準値	測定方法
省略		
砒素	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格 K0102の61 2又は61 3 に定める方法
省略		
セレン	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格 K0102の67 2又は67 3 に定める方法
ふっ素	1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格 K0102の34 .1に定める方法 又は 環境基 準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき 1ミリグラム以下	規格 K0102の47 .1若しくは 47 3に定める方法又は環境基 準告示付表7に掲げる方法

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1373号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
広域災害・救急等医療情報システム一式	愛媛県保健福祉部 管理局医療対策課 松山市一番町四丁 目4番地2	平成20年 9月 4日	株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁 目3番3号	1,680,000円 (月額)	一般競争入札	平成20年 7月25日

○愛媛県告示第1374号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 8月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。	(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛
2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘5毛
7 省略			

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘
2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年5厘
7 省略			

○愛媛県告示第1375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市吉海町、宮窪町及び大三島町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・しまなみ地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年9月29日から10月27日まで

3 縦覧場所

今治市役所吉海支所、宮窪支所及び大三島支所

○愛媛県告示第1376号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字本谷乙208の14、乙222の44、乙234の2、字竹谷乙403の4、乙404の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

○愛媛県告示第1377号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

喜多郡内子町本川3736の7、3738の7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1378号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字父野川下1972の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1379号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、肱川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1380号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令

（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

一級河川肱川水系藤の郷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成20年9月26日

3 廃川敷地等の位置

右岸 伊予市中山町大字中山辰58番2地先から

伊予市中山町大字中山5号101番1地先まで

左岸 伊予市中山町大字中山辰83番3地先の公有地地先から

伊予市中山町大字中山辰79番2地先の公有地地先まで

左岸 伊予市中山町大字中山辰79番1地先の公有地地先

右岸 伊予市中山町大字中山5号101番2地先から

伊予市中山町大字中山辰68番3地先まで

左岸 伊予市中山町大字中山辰79番1地先の公有地地先から

伊予市中山町大字中山辰78番1地先の公有地地先まで

右岸 伊予市中山町大字中山辰68番4地先の公有地地先から

伊予市中山町大字中山辰70番2地先まで

右岸 伊予市中山町大字中山辰71番3地先から

伊予市中山町大字中山牛122番1地先まで

左岸 伊予市中山町大字中山辰78番1地先から

伊予市中山町大字中山牛198番2地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 7,125.40平方メートル

○愛媛県告示第1381号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

一級河川肱川水系中山川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成20年9月26日

3 廃川敷地等の位置

左岸 喜多郡内子町川中甲1926番5地先から

喜多郡内子町川中甲2458番地先の公有地地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 872.69平方メートル

○愛媛県告示第1382号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 河川の名称  
一級河川肱川水系田野々川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成20年9月26日
- 廃川敷地等の位置  
右岸 喜多郡内子町五十崎甲1921番地1地先から  
喜多郡内子町五十崎甲1922番地1地先まで  
左岸 喜多郡内子町五十崎甲1927番地5地先の公有地地先  
  
右岸 喜多郡内子町五十崎甲1922番地7地先から  
喜多郡内子町五十崎甲1922番地14地先まで  
左岸 喜多郡内子町五十崎甲1927番地4地先の公有地地先から  
喜多郡内子町五十崎甲1928番地1地先の公有地地先まで  
  
右岸 喜多郡内子町五十崎甲1922番地5地先の公有地地先から  
喜多郡内子町五十崎甲1948番地9地先の公有地地先まで  
左岸 喜多郡内子町五十崎甲1928番地1地先の公有地地先から  
喜多郡内子町五十崎甲1928番地25地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 166.24平方メートル

#### ○愛媛県告示第1383号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 河川の名称  
一級河川肱川水系山口川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成20年9月26日
- 廃川敷地等の位置  
右岸 大洲市新谷字山口丁162番3地先から  
大洲市新谷字山口乙1770番2地先の公有地地先まで  
左岸 大洲市新谷字山口丁168番11地先から  
大洲市新谷字山口乙1768番7地先まで  
  
左岸 大洲市新谷字山口丁168番2地先  
  
右岸 大洲市新谷字山口乙1770番2地先の公有地地先から  
大洲市新谷字山口乙1772番3地先まで  
左岸 大洲市新谷字山口乙1769番7地先の公有地地先から  
大洲市新谷字山口乙1768番1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 139.94平方メートル

#### ○愛媛県告示第1384号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 河川の名称  
一級河川肱川水系伴造川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成20年9月26日
- 廃川敷地等の位置  
右岸 大洲市北只684番地6地先の公有地地先から  
大洲市黒木甲140番2地先の公有地地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 558.2平方メートル

#### ○愛媛県告示第1385号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 河川の名称  
一級河川肱川水系屋形川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成20年9月26日
- 廃川敷地等の位置  
右岸 西予市宇和町田野中1192番3地先から  
西予市宇和町田野中597番2地先まで  
左岸 西予市宇和町田野中1270番3地先から  
西予市宇和町田野中1273番6地先の公有地地先まで  
  
右岸 西予市宇和町田野中597番1地先から  
西予市宇和町田野中616番1地先まで  
左岸 西予市宇和町田野中1273番2地先の公有地地先から  
西予市宇和町田野中593番2地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 374.69平方メートル

#### ○愛媛県告示第1386号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 河川の名称  
一級河川肱川水系鳥田川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成20年9月26日

3 廃川敷地等の位置  
西予市宇和町常定寺1054番地 2

4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 1 659.53平方メートル

○愛媛県告示第1387号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。  
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称  
一級河川肱川水系岩瀬川

2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成20年 9月26日

3 廃川敷地等の位置  
右岸 西予市宇和町田野中1291番 1 地先から  
西予市宇和町田野中 592 番 2 地先の公有地地先まで  
左岸 西予市宇和町田野中 582 番 2 地先から  
西予市宇和町田野中 578 番 2 地先まで

右岸 西予市宇和町明石2604番 3 地先の公有地地先から  
西予市宇和町明石2614番地先まで  
左岸 西予市宇和町明石1335番 3 地先から  
西予市宇和町明石1088番 4 地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 3 655.94平方メートル

○愛媛県告示第1388号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
愛第 2号	宇和島市栄町港3丁目303番地	えひめ南農業協同組合	南宇和郡愛南町一本松1281番地 えひめ南農業協同組合一本松支所	平成20年 9月 1日
西第 1号	西条市明屋敷164番地	西条市	西条市明屋敷164番地 西条市役所市民課	平成20年 9月 3日

○愛媛県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲286番 1 から 同町乙44番 2 まで	平成20年 9月26日

○愛媛県告示第1390号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 9月26日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
20中局建（開）第32号 平成20年 9月11日	伊予郡松前町大字筒井字北内開301番 1	伊予郡松前町大字筒井1169番地 武井不動産 武 井 建 治
20中局建（開）第33号 平成20年 9月11日	伊予郡松前町大字北川原字扇田312番 2、1047番及び1048番 2	松山市居相五丁目 6 番 3 号 フィネス居相303号 栗 田 勝 彦

○愛媛県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3755番 3 から 同市肱川町宇和川4285番 2 まで	平成20年 9月26日

○愛媛県告示第1392号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下波地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下波地区）計画書の写し
  - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 9月29日から10月27日まで
- 3 縦覧場所  
宇和島市役所

○愛媛県告示第1393号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音地地区）計画書の写し
  - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 9月29日から10月27日まで
- 3 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1394号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曾根地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曾根地区）計画書の写し
  - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 9月29日から10月27日まで
- 3 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1395号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大浦地区）計画書の写し
  - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 9月29日から10月27日まで
- 3 縦覧場所  
宇和島市役所

○愛媛県告示第1396号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・成家地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・成家地区）計画書の写し
  - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 9月29日から10月27日まで

3 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1397号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月26日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 9月29日から10月27日まで

3 縦覧場所

愛南町役場

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 9月26日

愛媛県知事 加戸 守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	南宇和郡愛南町御荘菊川959番1	雑種地	2,622㎡
2	南宇和郡愛南町御荘平城2959番1	宅地	1,221.49㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 9月26日（金）から10月31日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理課総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年10月31日（金）午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
1	平成20年10月21日（火）午後1時
2	平成20年10月21日（火）午後3時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成20年11月17日（月）午後1時
2	平成20年11月17日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048

愛媛県愛南土木事務所 1階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。



## (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否  
要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

## (7) その他

詳細は、入札心得書による。